

不正改造は犯罪です!!

「知らなかった」では済まされません。



このような改造は、不正改造です。

- 1 灯火類の灯光の色を変更
クリアレンズ等不適切な灯火器
及び回転灯等の取付け



※色の判断については、点灯状態を見て判断します。

- 2 運転者席・助手席の窓ガラスへの
着色フィルム等の貼付け
(貼付状態で可視光線透過率70%未満)



- 3 基準外ウイングの取付け



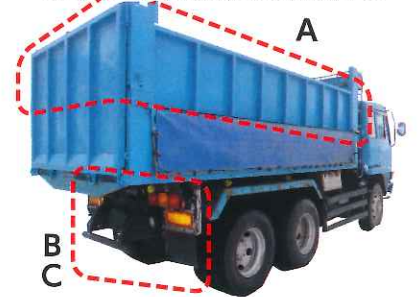
- 4 基準不適合
マフラーの
装着/
消音器の
取り外し



- 5 タイヤ及びホイールの車体
(フェンダー)外へのはみ出し



- 6 A. 荷台さし枠の取付け・燃料
タンクの増設
B. 突入防止装置の切断・取外し
C. 大型後部反射器の取外し



- 7 前面ガラス等への
装飾板の装着



- 8 速度抑制装置(スピードリミッター)
の解除・取外し



- 9 ディーゼル自動車が出す
黒煙



不正改造例

このような不正改造車を見かけたら、登録ナンバー、不正改造の内容、黒煙等の情報をお寄せ下さい。

不正改造車
・黒煙
110番

北海道運輸局 011-290-2752
東北運輸局 022-791-7534
北陸信越運輸局 025-285-9155
関東運輸局 045-211-7254

中部運輸局[不正改造] 052-952-8042
中部運輸局[黒煙] 052-952-8044
近畿運輸局 06-6949-6453
中国運輸局 082-228-9142

四国運輸局 087-802-6783
九州運輸局 092-472-2537
沖縄総合事務局 098-866-1837

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/huseikaizou/h2/h2-3/> 携帯、スマートフォンの方はコチラから→

